

千葉県学校事務研究協議会会則

会 則	会 則
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(名称と事務局)</p> <p>第1条 本会は、千葉県学校事務研究協議会と称し、事務局を会長所属の学校内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、会員相互の連携をもとに学校事務の研究・事務職員制度の確立を推進し、会員の資質向上を図り、もって学校教育及び教育行政の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前項の目的を達成するため次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校事務に関する研究 (2) 会員の資質に関する事項 (3) 本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事項 (4) その他本会の目的を達成するために適当と認める事業 <p style="text-align: center;">第二章 組 織</p> <p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、千葉県及び政令指定都市内の公立小・中・義務教育・中等教育（前期課程）・特別支援学校に在職する学校事務職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。</p> <p>(地区及び支部)</p> <p>第5条 本会は地区及び支部を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 政令指定都市を支部とする。 3 地区及び支部は別表1のとおりとする。但し事情により分割または併合することができる。 <p style="text-align: center;">第三章 機 関</p> <p>(機関)</p> <p>第6条 本会には次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会 (2) 評議員会 <p>(総会)</p> <p>第7条 総会は本会の最高議決機関で、代議員及び役員・監査をもって構成する。各地区及び支部の代議員の数は別表2のとおりとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 総会は毎年度1回開催する。ただし会長が必要と認めたとき及び評議員会の要請があった場合には、臨時に開くことができる。 3 総会の議決事項は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会則の改正 (2) 事業計画の審議、事業報告の承認 (3) 予算の審議、決算の承認 (4) 会長・副会長・会計の選出 (5) その他重要な事項 <p>(評議員会)</p> <p>第8条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関で、評議員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 評議員は各地区及び支部1名（原則として単位研究会長）をもってこれにあてる。 3 評議員会は毎年2回以上開き、次の事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会議案の審議 (2) 総会選出役員候補者の推薦 (3) 総会において付託された事項 (4) その他重要な事項 <p style="text-align: center;">第四章 役員・監査及び顧問</p> <p>(役員)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会 長 1名 (2) 副会長 4名 (3) 会 計 若干名 (4) 常任理事・理事 役員選出細則による。 <p>2 役員は、評議員及び代議員を兼ねることはできない。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第10条 会長は会務を総括し、本会を代表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。 3 会計は本会の収支を掌る。 4 常任理事及び理事は会務を執行する。 <p>(役員を選出)</p> <p>第11条 役員は次のように選出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長及び会計は評議員の推薦により、総会において選出する。 (2) 常任理事及び理事は地区及び支部の実情を考慮の上、会長が指名し、評議員会の承認を得る。

会 則	会 則
<p>(役員任期) 第12条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合はこれを補充しその任期は2年とする。</p> <p>(監査) 第13条 本会に監査2名を置く。 2 監査は、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。 3 監査は、本会の会計執行状況を監査する。 4 監査は、他の役員及び代議員を兼ねることができない。</p> <p>(顧問) 第14条 本会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問に応じる。</p> <p>第五章 役員会</p> <p>(役員会) 第15条 会長は必要に応じ、総務会、常任理事会、理事会を招集することができる。 (1) 総務会は会長・副会長・会計及び顧問をもって構成する。 (2) 常任理事会は会長・副会長・会計及び常任理事をもって構成する。 (3) 理事会は会長・副会長・会計・常任理事及び理事をもって構成する。</p> <p>(専門部) 第16条 事業の執行を円滑にするために、次の専門部を置く。 (1) 企画部は、会の運営、企画、調整等を行う。 (2) 研修部は、会員の研修、研究行事の企画運営を行う。 (3) 研究部は、学校事務に関する研究を行う。 (4) 広報部は、会報の発行、各種行事の記録等を行う。 (5) 調査部は、各種調査の実行、会員名簿の作成等を行う。</p> <p>(特別委員会) 第17条 事業の執行にあたって、会長が必要と認めるときは、評議員会の承認を経て特別委員会を設置することができる。 2 特別委員会は会長から委任された事業を執行し、目的達成後解散する。</p>	<p>第六章 備付表簿</p> <p>第18条 本会に次の表簿を備える。 (1) 会員名簿 (2) 記録簿 (3) 金銭出納簿 (4) その他の表簿</p> <p>第七章 会計</p> <p>第19条 本会の経費は、負担金・支部負担金及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。 2 負担金は、1名につき1会計年度3,000円とする。但し、必要が生じた場合には、総会の承認を得て徴収することができる。 3 支部負担金については、評議員会にて協議する。</p> <p>(会計年度) 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(細則) 第21条 本会の運営に必要な時は、本会則の定める範囲で細則を定めることができる。この細則は常任理事会で定め、評議員会の承認を得なければならない。</p> <p>付 則 本会の創立は、昭和36年4月27日とし、本会の会則は同日より実施する。</p>

会 則	会 則
昭和37年6月27日一部改正 第7条、第8条、第10条、第11条、 第12条、第14条	昭和54年5月25日一部改正 第15条 平成5年5月26日一部改正 第19条 平成18年5月30日一部改正 第2条、第3条、第19条
昭和40年6月22日一部改正 第4条	平成27年5月26日一部改正 第5条(別表1)
昭和41年6月10日一部改正 第1条、第5条、第6条、第7条、第11条	平成30年5月22日一部改正 第4条
昭和42年5月25日一部改正 第2条、第6条、第9条、第15条	令和元年5月22日一部改正 第9条、第12条、第16条
昭和43年5月24日一部改正 第5条	令和5年5月24日一部改正
昭和47年6月6日一部改正 第7条、第8条	第4条、第5条(別表1)、第7条(別表2)、 第8条、第9条、第11条、第13条、第19条
昭和49年6月7日一部改正 第11条	
昭和50年6月13日一部改正 第5条、第6条、第7条、第11条	

別表 1 (第5条)

<地 区>

地 区 名	市 町 村 名
船 橋	船橋市
習 志 野	習志野市
八 千 代	八千代市
市川・浦安	市川市・浦安市
東 葛	野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
松 戸	松戸市
柏	柏市
印 旛	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・ 酒々井町・栄町
香 取	香取市・神崎町・東庄町・多古町
東 総	銚子市・旭市・匝瑳市
山 武	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町
長 生	茂原市・一宮町・白子町・長柄町・長南町・睦沢町・長生村
夷 隅	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
市 原	市原市
安 房	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町
君 津	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

<支 部> 千葉市

別表 2 (第7条)

代 議 員 数

地区及び支部の会員数	代議員数
～ 30名	2 名
31名 ～ 60名	3 名
61名 ～ 90名	4 名
91名 ～ 120名	5 名
121名 ～ 150名	6 名
151名 ～	7 名